平成30年度 第3回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

| 日時 | 平成31年1月28日(月)午前9時30分から午前11時30分まで |
|--------------|--|
| 開催場所 | 新宿区役所 6 階第 2 委員会室 |
| 出席者 (名簿順) | 神長美津子委員、髙橋貴志委員、宮﨑豊委員、東琴乃委員、小池紗枝委員、渡邊寛子委員、米山厚司委員、青野啓子委員、千葉伸也委員、石渡登志江委員、前田香織委員 |
| 欠席者 | 齋藤宏子委員、北川裕士委員、青山章子委員 |
| 開催形態 | 公開(傍聴者0名) |
| 次第 | 1 開会 2 会長挨拶 3 議題 (1) 新規開設等の保育施設について (2) 新宿区子ども・子育て支援事業計画の見直しについて (3) 居宅訪問型保育事業の定員拡大について 4 報告 (1) ベビーシッターの活用による育児休業復帰支援事業の実施について (2) 私立幼稚園(新制度移行園)の利用定員変更について (3) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について 5 その他 6 閉会 |

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 新規開設等の保育施設について
- (事務局) 資料1-1~1-6に基づき説明
- (委員A) 資料1-5の(仮称) キッズガーデン新宿西落合について、保育士の人数は4人で合っているのか。例えば3、4、5歳児は保育士1人で見るということか。
- (事務局) 基準保育士としての人数は 4 名で合っている。 0 歳児がなく、 1 歳児と 2 歳児で 3.3人、 3 歳児で0.5人、 4 歳児と 5 歳児で0.6人である。
 - ただ、実際は4名よりも多い人数で事業提案をいただいている。
- (委員B) 資料1-6の(仮称) フロンティアキッズ新宿は認証保育所からの認可化ということだが、現在利用されている方々は認可後も優先してその施設を利用できるのか。
- (事務局) 基本的に現在入園している方で認定を受けられる方は、優先して引き続き通園する ことができる。これは他区の方であっても、お住まいの住所地にて認定を受けていただけれ ば、引き続きこの園に通園することができる。
- (委員C) 具体的には言えないが、今ご提案のあった中には、過去に開園してみたら保育士が

足りないことがあったと伺ったことがある事業所が入っている。そのようなことがないよう にという指導はしっかりされているのか。

(事務局) こちらは事業者から提案をいただき、それに対して事業提案書の書類審査のほかに、 区内で実際に運営をしている園の視察や審査会も行っている。その中で事業者の状況や保育 士の確保方法などをヒアリングし、保育士の確保に対応できるということを確認している。

(会長) 資料 1-6 について、3、4、5 歳児は1つの保育室で保育を受けるということか。 (事務局) 3、4、5 歳児は同室である。

(会長) 3歳児と5歳児では発達の差が大分ある。子どもの発達においては異年齢、同年齢の両方の体験が大事だが、各年齢に応じた保育はどのような形で保障していくのか。

(事務局) 3、4、5歳児を1つの部屋で保育するような形態をとっている事業者もあるが、 おっしゃるとおり各年齢によってそれぞれ発達や活動の内容は違うので、その部分はきちん と保障していただけるよう日々の指導の中で声かけをさせていただいている。

具体的に事業者がとる対応としては、例えば遊具棚や本棚などの備品を用いて保育室を区分けし、それぞれの歳児が独立して遊べるような工夫をしている。これから開設する園についても、3、4、5歳児が同室であったとしても間取り等を工夫することによって、それぞれの歳児の発達を保障するよう指導していきたい。

(会長) この3、4、5歳児クラスは担任を決めているのか。

(事務局) 基本的にどの園もクラスで担任を決めて運営をしている。

(委員D) この新しい保育園も3、4、5歳児の定員があるが、どの保育園も基本的には園庭はもうない前提で、代替遊戯場が近くの公園に設定されている。幼児の足では結構距離もあり、普段から3、4、5歳児が自由に園庭に出て遊べないということはかわいそうにも思える。

自然と戯れる経験や時間を、新設の保育園の子どもたちにどうやって担保するのか。 (事務局) おっしゃるとおり、都心部では園庭のない保育園の整備が非常に増えてきているということは事実として認識している。

区としては認可上の基準としての代替遊戯施設を定めているが、それ以外にも近隣の児童遊園を活用したり、また例えば資料1-1の(仮称)小学館アカデミー飯田橋ガーデン保育園のような大きな複合施設の中にはルーフバルコニーのような場所があり、ここで子どもが遊べるように場所の確保をしている。また資料1-3の(仮称)アスク北新宿保育園にも屋上園庭がある。

こういうところで認可の基準を満たすことは難しいが、子どもたちが自然と触れ合えるようなスペースの確保が少しでもできるように考えている。

(事務局)確かに園庭が備わっている保育園を設置することが一番理想的だが、なかなか条件 にかなった物件を見つけることが難しいという状況で、一方で待機児童の解消も進めなけれ ばならず、ジレンマを感じている。

例えば区内では区が運営する保育園・子ども園が全部で20園あるが、私立園も含めて区域 ごとにグループをつくって交流を行っており、その中で園庭のある区立園があれば、その園 庭の貸し出しができるような取り組みを行っている。また職員同士での交流もあり、合同で 研修等を行っている。

(委員B) 現在、区内の公園では2020オリンピック・パラリンピックのためなのか、園の修繕

をしているところが多く、閉園中であったり限られた範囲内での利用しかできず、公園がとても混み合っている状況である。

例えば新宿区は新宿御苑などの非常に大きな公園があるので、1歳児や2歳児でも気軽に 遊べるよう、バスで送迎してくれるような取り組みを検討してほしい。

(事務局) 例えば他区ではクラウドファンディングのような形で周知、集金し、小型のバンタイプの自動車を区内で走らせるというような取り組みもあるが、これは特に面積の大きい区で効果的であると考えているため、新宿区の面積の中でそのような取り組みが有効かどうかはさらに検討が必要だと思っている。

先ほど2020オリンピック・パラリンピックという話があり、これは前回の私立園長会でも情報提供したことだが、夏季のバスの貸し出しについて、既にオリンピック・パラリンピックの委員会でかなりのバスが押さえられてしまっている。そういった状況も踏まえながら、今後何ができるかを研究していきたい。

(委員E) 以前の子ども・子育て会議でも提案させていただいたが、新規の事業者はどこかに協力を得ようとしても、地域とのつながりがなく、そこで止まってしまうことが多い。

とある方から、例えば新宿区は大学が多いので、大学内の敷地を借りて有効活用できるような制度が何かあればよいのでは、というご意見をいただいた。

今後は新規の事業者が入ってきたときに、地域の協議会などに参加できるような仕組みづくりを少しずつ整えていけば、保育がより周りからも受け入れられやすくなると思う。

(会長) 園庭の問題はすぐに解決できる問題ではないが、新規施設を開設するにあたっては、 園庭がなくても開設できることが当たり前になるのではなく、近くの公立の保育園と交流す ることや近隣の公園を利用するなど、常に何か工夫をしていく努力をするということを事業 者に指導することが大事である。既存の園でも、園庭がない中で何ができるか、常に課題意 識として持つことが大事だと思う。

(委員C) 資料1-5の区基準の保育士の数が4人というところで、どう計算するのかが見えてこない。3,4,5歳児が1つのクラスであれば、1人の保育士が見るということで算出するのもわかるが、保育室がそれぞれ独立してるのに区基準保育士が4人というのは理解しがたいので、区基準がどういう算定に基づくものなのか開示していただけると委員としては納得しやすい。

(事務局)補足すると、区基準の職員数としては1人以下の計算になるクラスもあるが、実際にはクラスごとに職員を配置する必要があり、もちろん事業者からは基準を上回る職員数の提案をいただいている。またこの基準というのはあくまでも子どもの数に対する最低基準であり、実際には代替や休暇、ローテーションに対応できるだけの保育士を確保しなければ一つの園を運営することはできない。今後はそのあたりがわかるような形で、例えば基準の部分と実際の配置計画を示して、この会議の資料にするような形で工夫していきたい。

(2) 新宿区子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

(事務局)資料2~3に基づき説明

(委員E) 1点目は、資料3の11ページの学童クラブの定員の確保数の見方について、区のページを先日拝見したら長期休業利用も既に利用できないぐらい定員が埋まっている学童クラブも多かった。ここでの確保数の算出方法を教えていただきたい。

2点目は、昨年末に学童保育の基準撤廃が閣議決定となったが、都型学童クラブの基準を満たしていれば、ある程度の保育の質は担保できるのではとないかと考えている。都型学童クラブの該当施設とそうでないところを教えていただきたい。

(事務局)まず、1点目の質問について、27、28、29年度については、規則で定めている学童 クラブの定員数をそのまま確保数として示していた。

30年度は、児童館や学校の中で、学童クラブの利用がピークとなる時間帯では一時的に学童クラブの子どもが優先的に利用できる部屋とするような工夫をしている施設がたくさんあった。そのような部屋を、子ども1人当たりの基準面積である1.65㎡で割り戻したときに算出された人数を定員の数に足して、確保数を1,982人とした。

今回の見直しでは、中町学童クラブの定員がこれまで40人であったところ、近くの細工町の高齢者在宅サービスセンターのワンフロアに学童クラブ事業の実施場所を移すことになった。そこが定員100名を設定できたため、増加分の60人分を確保数に加え、31年度の確保数を2,042人とした。

2点目の質問について、まず都型学童クラブとして補助の対象となるためには、毎月の学童クラブを利用している子どもの人数が一人当たり1.65㎡の基準に収まっていることが必要である。したがって、その年度ごとに都の対象となるかどうか変わるため、今、どこの学童クラブが対象なのかは省略させていただく。一方で、国の補助基準も参考に申し上げると、こちらは利用者を年間平均で見たときに基準に収まっていれば補助の対象になるため、国の補助対象になる学童クラブの数のほうが若干多い。

参酌基準の取り扱いについて心配されていると思うが、今まで学童保育の職員配置の基準が「従うべき基準」だったところ、それが「参酌すべき基準」となり実施する自治体の裁量となった場合でも、今のところ区はこれまでの基準を確保しなくするというような検討はしていない。

(委員E) 今、30年度の確保数について、他の児童館等の占有的に使える部屋の面積を含めたものという説明があったが、その確保いただいているスペースというのは本当にニーズがあるところに確保できているのか。利用者が本当に多い学童クラブは長期休業利用も受け付けられないような状況なのに、それを上回って登録されているところも多い。これでは制度として成り立ってないようにも見える。

(事務局) 利用者が定員の中で収まっている児童館等については部屋の優先利用を行っていない。利用数が多い学童クラブについてのみ優先利用を展開しているので、ニーズがあるところにマッチングできていると捉えていただければと思っている。

それでもまだ不十分というところについては、さらなる工夫の仕方について、現在も日々 検討を進めている状況である。

(委員F) 現在、西北地域の保育園に子どもを通わせているが、西北地域は資料3の5ページにあるように、就学前人口に占める定員の割合がほかの地区と比べると約5%低い。西北地域はなかなか新設園の情報がなかったが、今回資料1-5の西落合の地域に新設園ができることで、保護者目線ではよかったと思う一方で、西北地域は土地が空くようなことも少なく、家の建てかわりで新しい子育て世代の方が継続的に流入されている。31年以降も、恐らく新設園の開設等は模索されていくと思うが、他の地域との差を埋めるような保育施設整備の見込みは立っているのか。

(事務局) 西北地域は住宅地が非常に多いため、大規模な施設を整備する場所が少なく、また 近隣問題等も考慮すると、なかなか整備が難しい地域であると考えている。

今年度、民有地マッチング事業を開始し、物件所有者には、固定資産税の減免等があるのでぜひ保育所に活用してくださいというような話をしてきた。資料1-5の西落合の新設園は、この民有地マッチング事業を活用した最初の施設である。他にもマッチング事業の活用を検討している案件はあるので、なるべく西北地域にも通いやすいところに園があるように、今後も整備率を上げていきたい。

(委員A) 新規の保育施設を開設するときに、0歳児定員と1歳児定員をどのようなバランスで設定しているのか。保護者からは、子どもが0歳児の間は育児休業制度を利用したいが、1歳児の枠がほぼ0歳児からの持ち上がりで定員の段差もないため、仕方なく0歳児のときから保育施設に申請するという話をよく聞く。

(事務局)窓口で入園を担当している部署からも、0歳児と1歳児との段差がないとなかなか入園できない子どもがいるということを聞いている。かつては0歳児から5歳児という6学年対象の施設を整備してきたが、例えば資料3、8ページの中央地域の表の差引数を見ると、30年度では1、2歳児は12人のマイナスとなっているが、0歳児を見ると43人のプラスとなっているように、現在は0歳児にすこし余裕がある状況になってきている。地域事情にもよるが、育児休業を取得した上で安心して子どもを保育園に預けたいというニーズも認識しているので、今後は1歳児からの園を整備することを検討し、0歳児からの園を整備した場合は1歳児との定員に段差を設けることを考えている。

(委員G) 先ほどの保育施設の園庭の担保というところで、区内の各小学校の付近には防犯カメラが設置されているが、カメラがどの位置にあるのかという情報を保育施設側が持っていれば、公園に出かける途中で防犯カメラが設置されている道を選択でき、より安全性が高まると思う。そのような情報を施設側に提供することは可能か。

(事務局) 既に区内の小学校、全29校の通学路には防犯カメラの設置が完了している。1校当たり大体5台から6台の防犯カメラが通学路上に設置されており、防犯カメラの位置や向きについての情報を持っている。このような情報の提供は可能だと考えているので、今後どのような形で施設側にお知らせができるか調整を図りたい。

(委員E) 資料3の学童クラブの状況のところで、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」を順次実施していくとの記載がある。先日、4月から学童待機となりひろばプラスに移った小学4年生の子どもとお話した際に、学童クラブでは外のコンビニまでおやつを買いに行くというイベントがあり楽しみにしていたところ、ひろばプラスでは途中で校外に出ることが禁止されているため、そのイベントに参加できなくなりとても残念だということを伺った。4、5年生は外出して社会性を身につけていく時期だが、ひろばプラスではそれができないということに矛盾を感じた。子どもの発達を考え、このような学童クラブとの違いについて、今後ひろばプラスでも外出できるようにご検討いただきたい。特に長期休業の際は、ひろばプラスにいる子どもは学校の敷地内にずっといなければならないことになる。

(3) 居宅訪問型保育事業の定員拡大について (事務局) 資料4に基づき説明 (事務局)事前質問をいただいているので紹介する。この居宅訪問型保育事業の対象となる家庭について、保育指数により待機となった児童よりも、例えば介護等で送迎の負担が大きい家庭や、集団保育に困難を感じている家庭を優先したほうがよいのではないか。

(事務局)まず、この居宅訪問型保育事業を希望される方がどの程度いるかについて、明確な数として把握はできていない。5年前に行った新宿区次世代育成支援に関する調査の結果から、5名から15名程度の利用が見込まれると想定した。

ご質問にある、例えば送迎の負担のため保育園の利用ができないという相談は現在は特にないが、今後この事業を実施していくにあたっては、利用者の声や利用実績なども踏まえながら対応を考えていきたい。

また、集団保育に困難を感じている児童については、基本的には元々の居宅訪問型保育事業の障害児等の5名の枠で対応しており、現在2名から3名の利用実績で推移している。居宅訪問型保育事業の障害児等の枠には該当しないが、集団保育が難しい子どもについては各施設の事業者が様々な工夫をしながら対応している。

(委員H) 今までこの事業があることを知らず、かなり衝撃的であった。特に障害児の子どもを持つ親にとっては救いの手になるような制度であると感じる。このような制度の知識がなく、悶々とした中で育児を続けた結果疲弊し、子どもの虐待につながってしまうような家庭の事例もある。この事業はどのように周知されていたのか教えてほしい。

(事務局) 平成27年の4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴って区でもこの事業を開始した。周知方法として、入園の申込みの案内書やガイドブック、ホームページ等に案内を掲載している。基本的には集団保育が困難な子どもの家庭が対象なので、入園の申込みを受け付けている段階で特にこの事業の対象になりそうな家庭には重点的に周知を行っている。

事業形態としては、一定の研修を受けた保育従事者がその児童の居宅に訪問して1対1で保育を行うというものである。事業者によって利用できる曜日や延長保育の対応は異なる。 (委員H) この事業の保育料は所得に応じて計算されるのか。

(事務局)保育料は保育園と同じように住民税の所得割額に応じた細かい段階が設定されている。生活保護世帯の0円から始まり、一番高いところでは区民税の所得割額が87万円以上の世帯で、月額6万500円である。保育料の階層イメージは認可保育園と同じと考えていただいて差し支えないが、その額は少し異なる。

(委員C) 新宿区では居宅訪問型保育事業の障害児枠はNPO法人フローレンスが実施していると思うが、待機児童型はどの事業者が行うのか。

(事務局) この居宅訪問型保育事業の待機児童型を実施する事業者については、現段階で確定していないため控えさせていただく。現在は、待機児童型の定員を確保するために事業者と調整を図っているところである。例として挙げられていたNPO法人のフローレンスは、確かに障害児と待機児童型と両方を実施しているが、ほかにも障害児と待機児童型の両方、あるいは片方を実施している事業者は何社か存在するので、その中で一定の考えのもと、事業者を選定することになる。

居宅訪問型保育事業の場合、事業所のある自治体で認可を行うのだが、新宿区内には居宅訪問型保育事業を実施している事業所がおそらく存在しない。保育従事者の資格について要件を定め、それにかなった事業者かどうかの審査を行うのはあくまで認可を行う区である。例えば事業所が千代田区にある事業者の場合、千代田区で認可を受け、新宿区で確認という

事務手続を経た上で新宿区の子どもの保育を行うことになる。

(委員F)資料4の今後の日程について、2月20日に案内発送とあり、26日にはもう申込み期限となっている。認可保育園の申込み中である保護者は、入れなかったときを考えて認証保育所の申込みや育休延長等を先立って申請することもあるので、この居宅訪問型保育事業の日程では対象者にとっては短くて厳しいと思う。26日までに判断がつかなくて、結果申し込みに遅れ利用ができないということがないようにしてもらいたい。

また、例えば4月に保育園に入れずこの事業の対象となったが、翌月以降に保育園に空きが出て入園できるとなった場合、この居宅訪問型保育事業の枠は次の待機の方に回すのか。それとも4月に入れなかった方は最長1年間この事業を利用できるのか。特に0歳児で保育園に入れなかった場合、結果的に保育園に連れていくよりも自分の家で子どもを見てもらった方が楽だと考える保護者の方もいると思うが、そうするとこの待機児童型という趣旨と必ずしも合わなくなる可能性もあると思う。

(事務局)まず、この事業の案内は認可保育園の不承諾通知と合わせてお送りするので、不承 諾後に遅れて案内がくるということにはならない。認可の発表当日に保護者から区に個別に 問い合わせがくる場合もあるので、その方が不承諾の場合は漏れなくお知らせをしていきた い。

また、基本的には認証保育所等も含めた施設の利用が可能な方については、そちらを優先していただくという考え方でこの事業を実施していく予定である。仮に4月からこの居宅訪問型保育事業の利用対象となったとしても、不承諾となった4月の認可保育園入園の申し込みは6カ月間有効になるので、毎月利用調整を行いながら、認可保育園への入園を優先していただくという考え方である。

(会長) あくまで待機児童対策としての補助的な事業という考え方でよいか。

(事務局) おっしゃるとおりである。ただ、事前質問にいただいているように、例えば送迎の 負担が多い家庭などでニーズがあるのではないかというご意見もあったので、今後の利用実 績などを踏まえながら、必要に応じて対応を考えていきたい。

(委員 I) 個人的には待機児童型という名称にひっかかりがある。子ども・子育て支援新制度 に位置づいている事業だが、保育園の方が保育の質が高く、居宅訪問型保育事業というのは やむを得ない人が行くところで、一刻も早くそこを出なきゃいけないというようなイメージ を持たれてしまうのではないかと心配している。

居宅訪問型保育の質を高めるという動きも出てきているため、例えば待機児童型ではなく 一般型という名称にする等、もう少し表現を工夫しても良いのではないか。

(事務局) 居宅訪問型保育事業は、本来は集団保育が困難な場合や、あるいは近隣の施設が定 員減少や閉園となったときの受け皿としての利用を想定しているところであり、それに対し て待機児童型というわかりやすさを優先した表現となっている。名称については、今いただ いたご意見も参考に今後検討していきたい。

(委員 J) 居宅訪問型保育事業について、対象を待機児童だけでなく、一般での利用もできるようになればありがたいと思う。たとえ保育料がより高くなったとしてもこの事業を利用したい人は多いと思う。

例えば東南地区は保育所が増えているイメージがあるが、企業の宣伝中心のような施設も 見受けられ、あまり良い印象がないところもある。一概にそういうところが悪い施設とは言 えないが、今後子どもの数が減少となることも考えると、保育施設よりもこのような居宅訪問型保育事業を積極的に拡大して、様々なニーズに応えていただければと思う。

(事務局)窓口で不承諾となった方々の状況を聞き取っている限りでは、ベビーシッターを利用して復職しているという事例は、現在1名のみという状況である。これらも考慮して今回の定員設定としたが、今後も実績推移を見て検討していきたい。

(委員E)後の報告事項にある資料5のベビーシッターの事業とこの居宅訪問型保育事業は、 対象児童が違うが、利用者からすると違いが見えにくく混乱してしまうこともあるのではな いか。

例えばロードマップのような様式で、もし待機児童になったら他にこういう事業があるということが見てすぐにわかるような資料を用意しておく必要があると思う。

4 報告事項

(1) ベビーシッターの活用による育児休業復帰支援事業の実施について

(事務局) 資料5に基づき説明

(事務局) 事前質問をいただいているので紹介する。

1点目は、東京都の実施期間に合わせるということだが、実施期間中の対象世帯のみが制度の受益者となるのは公平性に欠ける気がするがどうか。また、継続性がない事業をすることは、職員の負担が増すだけではないか。

2点目は、この事業の申請者が多い場合に選定になるのか、選定になる場合、基準はあるのか。

3点目は、ベビーシッターを活用している家庭の中には、1歳児での保育園の入園をしやすくするために、意図して制度を利用するというような家庭も多い印象を受けているが、区は実態を把握しているのか。

(事務局) 1点目の質問について、基本的にこの事業は東京都が立ち上げたものだが、区市町村が実施をしないと区内の希望者が利用することができないので、新宿区でも実施し、希望があれば応えていくという考えである。

この事業は東京都が事業者を認定するという仕組みだが、先ほどの居宅訪問型保育事業と 違いこちらは認可外の事業になるので、都の実施がないと基本的に区の関与ができなくなり、 質の確保も難しくなる。

また、新規事業を実施する以上は当然職員としての負担は増えるところだが、それも仕事である。

2点目の質問について、認可外事業のため、申し込みについて区の関与は一切なく、東京都の関与もない。基本的には利用者が直接事業者に対して申し込みをすることになる。複数の事業者が認定されていて、事業者ごとに用意している枠がある。

3点目の質問について、先ほどの繰り返しになるが、窓口で聞き取っている中では、ベビーシッター等を利用して復職をされている方の事例は極めて少ないという状況である。

(委員H) 復職というところで、会社員の方が前提の制度だと思うが、現在は妊娠や出産を機 に起業する母親が多く見受けられるので、そのような母親にも利用ができるような制度であ ってほしい。出産して退職したけれども、赤ちゃんが小さなうちに在宅で起業の準備をする という方が非常に多くいるので、そのような方の利用も視野に入れていただければと思う。 (事務局)なかなか今のこの事業の仕組みでは対応が難しいところだが、多様な働き方への対応ということでは、今後は視野に入れて考えていきたい。

(委員F) もし保育園に入れなかった場合にベビーシッターを利用しますかと聞かれたときに、 仮に使わざるを得ないと考えていたとしても、果たして正直に言うだろうか。 入園の際に区 がどのような審査をして認定しているのかが利用者には見えず、素直な回答をするのか疑問 がある。

また、ベビーシッターをフルタイムで利用するとかなりの利用額になるところ、この制度により月額4万円で利用できると聞いたら、私であれば利用したいと考えるので、窓口だけで正確なニーズは図れていないと考えるべきではないか。

また、要件に1年間の育児休業取得後とあるが、他の市区町村では父親も育児休業を取得すると、1年以上育児休業を取得しても保育園の入園に不利にはならないと聞いたことがある。区としては少しでも長く育児休業をとってもらったほうが財政的によいはずで、利用者側としても父親の育児休暇の取得促進になると思うので、例えば父母が交互で1年以上育児休業を取得した場合も対象になるといったような工夫があってもよいのではと思った。

(委員D) この居宅訪問型保育事業は、基本的に何歳までが対象なのか。

(事務局) 2歳までである。

(委員G) 居宅訪問型の保育の場合、閉鎖的な空間の中で保育するので、事業者も質の良い保育者をなるべく多く集めていくと思われる。

現在、保育者不足がどこでも言われている。今後、新規の保育施設や新たな事業が増えたときの保育者の確保について、区としてしっかり見通しを持ち、平等性を確保していただきたいと思う。

- (2) 私立幼稚園 (新制度移行園) の利用定員変更について
- (3) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について

(事務局) 資料6-1、6-2に基づき説明

5 その他

(委員D) 先ほど保育施設の園庭の話もあったが、教育要領が改訂され、もう教育と保育が大きく分かれるような時代ではなく、同じように子どもを育てていこうという流れの中でも保育事業の形態はさまざまであり、このような環境的な違いがどうしても障壁になってしまう。それを今後どうしていくのかということを考えていかなければならない。

先ほど遊び場までの送迎バスの話もあったが、幼稚園の場合だと園庭は必置であるし、幼稚園バスは自助努力で用意している。保育園でもこれから考えていくのかもしれないが、それに対する区のサポートというのはその後に考えることではないだろうか。

今年の10月から幼児教育の無償化が始まる。無償化ということは保育園に通う子どもも幼稚園に通う子どもも基本的には同じような教育、保育が受けられるという前提に立つわけで、応能負担という考え方も原則なくなっていくはずである。

今後の会議では、税金が園児1人当たりにどれだけ使われているのかということが見えるような資料を用意してもらいたい。そうすると、どの子どもも同じように教育、保育が受けられているということが見えやすくなると思う。

(委員 I) 子どもの置かれた環境の違いについての話があったが、利用者にとって誤解がないような見せ方は大事だと思っている。例えば園庭がない事業所では園庭はないけれども別のところで工夫をしているということや、保育士の人数のみを示すのではなく保育士配置の基準も示すなど、何かプラスアルファの情報を利用者に提供することで、他の園に比べてその園が遅れているわけではないということが伝えられる。もちろん長期的なことを考えることは大事だが、子どもを預けている保護者にとっては今が一番大事なので、短期的にはこのように見せ方を工夫することが大事なのかもしれない。

6 閉会